

亀山市告示第 1 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 委託の内容

亀山市斎場条例（平成 2 0 年亀山市条例第 4 1 号）別表に定める使用料の徴収事務

2 委託した私人の所在地及び名称

亀山市東町一丁目 1 番 7 号

公益社団法人亀山市シルバー人材センター

3 委託年月日

平成 2 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

亀山市告示第 1 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 委託の内容

亀山市斎場条例（平成 2 0 年亀山市条例第 4 1 号）別表に定める使用料の徴収事務

2 委託した私人の所在地及び名称

亀山市布気町 4 2 4 - 7

株式会社きくや

3 委託年月日

平成 2 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

亀山市告示第 1 1 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 委託の内容

亀山市手数料条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 7 号）別表に定める犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務

2 委託した私人の所在地及び名称

- (1) 亀山市田村町 1 3 1 - 1
かめやま動物病院
- (2) 亀山市野村 4 丁目 1 - 2
菜の花動物病院
- (3) 亀山市北町 5 - 1
はら動物病院
- (4) 鈴鹿市大池 3 丁目 2 - 3 8
ベルペットクリニック
- (5) 鈴鹿市下大久保町 2 6 6 9 - 3
自由ヶ丘どうぶつ病院
- (6) 鈴鹿市磯山 4 丁目 5 - 9
石田動物病院
- (7) 鈴鹿市算所 5 丁目 1 2 - 1 1
森動物病院
- (8) 鈴鹿市西条 4 丁目 2 1
小林動物病院
- (9) 鈴鹿市野町西 2 丁目 2 - 6
かいげ動物病院

(1 0) 鈴鹿市道伯 4 丁目 9 - 1 9

ユ－カリ動物病院

(1 1) 鈴鹿市神戸 6 丁目 2 - 1

高波獣医科医院

(1 2) 津市豊が丘 3 丁目 2 5 - 7

とよさと動物病院

(1 3) 津市芸濃町棕本 2 6 6 2 - 1

棕本動物病院

3 委託年月日

平成 2 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで